

高等教育の修学支援新制度について（令和2年4月1日より実施）

※大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月10日成立）

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
【支援内容】①授業料等の減免 ②給付型奨学金の支給
【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用

令和4年度予算額 5,196億円

授業料等減免 2,671億円※
給付型奨学金 2,525億円
※公立大学等及び私立専門学校に係る
地方負担分（405億円）は含まない。

国・地方の所要額 5,601億円

授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯）)

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

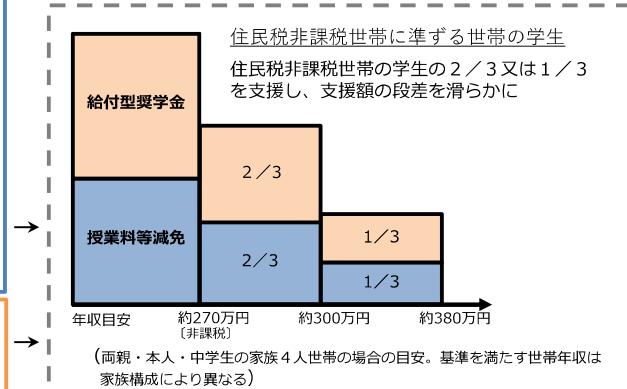
給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を貰えるよう措置

(給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯）)

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>)



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

支援措置の対象となる学生等の認定要件について

1. 家計の経済状況に関する要件

【所 得】 以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること

(算 式) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額+税額調整額)※
※政令指定都市に市民税を納稅している場合は、(調整控除の額+税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

(基準額) 第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満
第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満
第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満
※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することのできない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

【資 産】 学生等及びその生計維持者の保有する資産※の合計額が、以下の基準額に該当すること

(基準額) 生計維持者が2人の場合 2,000万円未満
生計維持者が1人の場合 1,250万円未満

※ 対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額(不動産は対象としない)

2. 学業成績・学修意欲に関する要件（採用時）

※ 認定後は、適格認定の基準により学業成績等を確認し、これに基づき支援の継続の可否を判定する

予約採用 高校3年生 申請時期：入学前年度	在学採用 1年生 申請時期：入学年 4月*	2~4年生 申請時期：在学中(毎年) 4月
高校2年次(申込時)までの評定平均値が、 3.5以上 … 進路指導等において 学修意欲を見る。 3.5未満 … レポート又は面談により 学修意欲を確認する。 〔高卒認定試験を経て大学等へ進学しようとする者 については、高卒認定試験の受験・合格をもって、 学修意欲があるものとみなす。〕	次の①から④までのいずれかに該当すること ① 高校の評定平均値が3.5以上であること ② 入学試験の成績が入学者の上位1/2以上 であること ③ 高卒認定試験の合格者であること ④ 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や 目的、将来の人生設計等が確認できること ※ 秋季入学の場合の申請時期については検討中。	次の①か②のいずれかに該当すること ① 在学する大学等における学業成績について、GPA (平均成績)等が上位1/2以上であること ② 次のいずれにも該当すること a. 修得単位数が標準単位数※以上であること ※ 標準単位数=卒業必要単位数／修業年限×申請者の在学年数 b. 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、 将来の人生設計等が確認できること ※ ただし、①又は②に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準において「廃止」に該当する場合には、不採用とする。 ※ 災害、傷病その他のやむを得ない事由により②aに該当しない場合には、②bに該当することで足りる。(「災害、傷病その他のやむを得ない事由」には今般の新型コロナウイルス感染症の影響によるもの を含む)

3. 国籍・在留資格に関する要件

- ① 日本国籍を有する者
- ② 法定特別永住者として本邦に在留する者
- ③ 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ④ 定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずる者とその者が在学する学校の長が認めたもの(=将来永住する意思があると認められた者)

4. 大学等に進学するまでの期間に関する要件

- ① 高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ② 高卒認定試験合格者等については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者(5年を経過した後も引き続き進学しようとする大学等における修学意欲を有する者として日本学生支援機構が認める者を含む。)であって、合格した年度の翌年度の末日から確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していないもの
- ③ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに確認大学等へ入学した者

支援対象者の要件(個人要件)等 <所得に関する要件と目安年収>

所得に関する要件

以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が以下の基準額に該当すること

【算 式】**市町村民税の所得割の課税標準額 × 6 % - (調整控除の額 + 税額調整額)** ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額 + 税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

【基準額】**第Ⅰ区分 (標準額の支援) 100円未満**

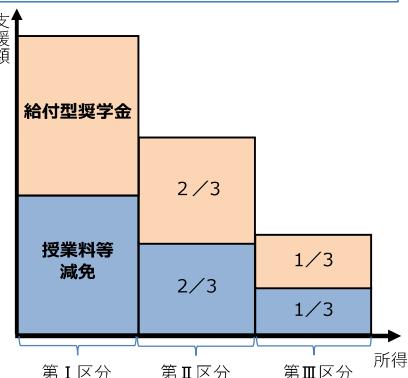
第Ⅱ区分 (標準額の2/3支援) 100円以上~25,600円未満

第Ⅲ区分 (標準額の1/3支援) 25,600円以上~51,300円未満

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

所得基準に相当する目安年収 (例)

	(支援額)	住民税非課税			支援額	給付型奨学金
		第Ⅰ区分 3分の3	第Ⅱ区分 3分の2	第Ⅲ区分 3分の1		
ひとり親世帯 (母のみが生計維持者の場合)	子1人 (本人)	～約210万円	～約300万円	～約370万円		
	子2人 (本人・高校生)	～約270万円	～約360万円	～約430万円		
	子3人 (本人・高校生・中学生)	～約270万円	～約360万円	～約430万円		
	子3人 (本人・大学生・高校生)	～約350万円	～約450万円	～約510万円		
ふたり親世帯 (両親が生計維持者) (注)片働き (一方が無収入) の場合で、配偶者控除が適用される場合	子1人 (本人)	～約220万円	～約300万円	～約380万円		
	子2人 (本人・中学生)	～約270万円	～約300万円	～約380万円		
	子3人 (本人・高校生・中学生)	～約320万円	～約370万円	～約430万円		
	子3人 (本人・大学生・高校生)	～約360万円	～約450万円	～約520万円		



※年収は、両親の年収を合計したものとし、1万円の位を四捨五入している。

※子について、本人は18歳、中学生は15歳以下、高校生は16~18歳、大学生は19~22歳とする。

※給与所得以外の収入はないものとする。(事業所得の場合は、目安年収が上記と異なる。)

日本学生支援機構が提供している「進学資金シミュレーター」で、個別の世帯の年収等をもとに、給付奨学金の対象になるか大まかに調べることができます。

「進学資金シミュレーター」
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

- 毎年、直近の住民税課税標準額等を確認し、支援区分を見直す。
- 予期できない事由により家計が急変し、急変後の所得が課税標準額等(住民税)に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合、速やかに支援を開始する。

進学資金シミュレーターの概要 <日本学生支援機構>

大学・専門学校等への進学を考えている生徒や保護者が、進学の資金計画を立てる際に、HP上で自身の家計の情報等を入力することで、①受けられる奨学金の種類、②受けられる奨学金の金額、③進学後の学生生活を送るための収支を試算できるシミュレーションツール。

(URL : <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>)



QRコード

資金シミュレーターのイメージ (「給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け)」)

進学資金シミュレーター

〔参考〕**奨学金貸与・返還シミュレーション** 貸与型奨学金(無利子・有利子奨学金)について、どのくらいの金額の貸与を受けたら、どのくらいの月額・期間で返還することになるかを計算可能

支援対象者の要件(個人要件)等

【学業成績・学修意欲に係る要件】

- 支援措置の目的は、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになること。
進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学修状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行う。
- 高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学修意欲や進学目的等を確認する。
- 大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切る。

学業成績の基準	
廃止 (支援 打切り)	次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること ※上記のうち、学業成績等が著しく不良である場合は、学年の始期に遡って取り消す。
警告	次の1～3のいずれかに該当するとき（上の「廃止」の区分に該当するものを除く。） 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

【その他】

- 旧給付型奨学生の取扱いと同様に、以下を要件とする。
 - ・日本国籍、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は永住の意思が認められる定住者であること
 - ・高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が2年を経過していないこと
 - ・過去において本制度の支援対象としての認定を受けたことがないこと
 - ・保有する資産が一定の水準を超えていないこと（申告による。）
- 次のいずれかに該当する場合には、遡って認定を取り消す（返還等を求める。）。
 - ・偽りその他不正の手段により支援を受けた場合
 - ・大学等から退学・停学（無期限又は3ヶ月以上の者に限る。）の懲戒処分を受けた場合
(3ヶ月未満の停学又は訓告の懲戒処分を受けた場合には認定の効力を停止する。)
 - ・「廃止」の区分に該当するもののうち、学業成績等が著しく不良であり、かつ災害・傷病その他のやむを得ない事由がない場合

特例①：傷病・災害等の不慮の事由

災害、傷病、その他のやむを得ない事由がある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない。

※「災害・傷病その他のやむを得ない事由」には新型コロナウイルス感染症の影響によるものも含む

次に該当する場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない。

特例②：教育課程の特性

学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合

特例③：児童養護施設の入所者等

社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合

大学等における学修意欲等の確認の概要

高等教育の修学支援新制度においては、明確な進路意識と強い学びの意欲をしっかりと見極めた上で支援を行うこととしており、大学等が、授業料等減免の支援対象者の選考及び日本学生支援機構への給付型奨学生の採用候補者の推薦を行うにあたっては、以下により学修意欲等を確認する。また、確認の際の基本的な考え方を示した「大学等への修学支援の措置に係る意欲確認等の手引き（大学等向け）」（以下、「手引き」）を策定。

学業成績・学修意欲等に関する基準

日常的な学修状況、進路指導等を勘案しつつ、次の条件に該当するか否かを確認する。

入学1年目

次の①から④のいずれかに該当すること

- ① 高校の評定平均値が3.5以上であること
- ② 入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2以上であること
- ③ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- ④ 「学修計画書」の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

入学2年目以降

次の①又は②のいずれかに該当すること ^{*1}

- ① 在学する大学等における学業成績について、GPA（平均成績）等が上位1/2以上であること
- ② 次のいずれにも該当すること
 - 修得単位数が標準単位数^{*2}以上であること
 - 「学修計画書」の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

*1 ただし、在学中の学業成績が適格認定の基準において、「廃止」の区分に該当する場合（修業年限で卒業できないことが確定した場合など）には支援の対象とならない。

*2 標準単位数＝卒業必要単位数／修業年限×申請者の在学年数

「学修計画書」により確認すべき項目

① 学修の目的（将来の展望を含む）

次の観点のいずれかが述べられているかを確認

- ・学修の目的が明確に述べられているか
- ・学修の目的を自身の言葉で表現できているか
- ・卒業後の将来の展望が述べられているか
- ・社会で自立し、活躍できるようになることが期待できるか

② 学修の計画

次の観点が述べられているかを確認

上記の学修の目的を踏まえ、これまでに何を学び、今後、何をどのように学びたいか等が自分の言葉で述べられているか

③ 学修継続の意志

次の観点のいずれかが述べられているかを確認

- ・卒業まで学修を全うしようとする意志があるか
- ・しっかりと学ぼうとする意欲があるか
- ・その他、学修の意欲が十分にあると認められるか

「学修計画書」の様式

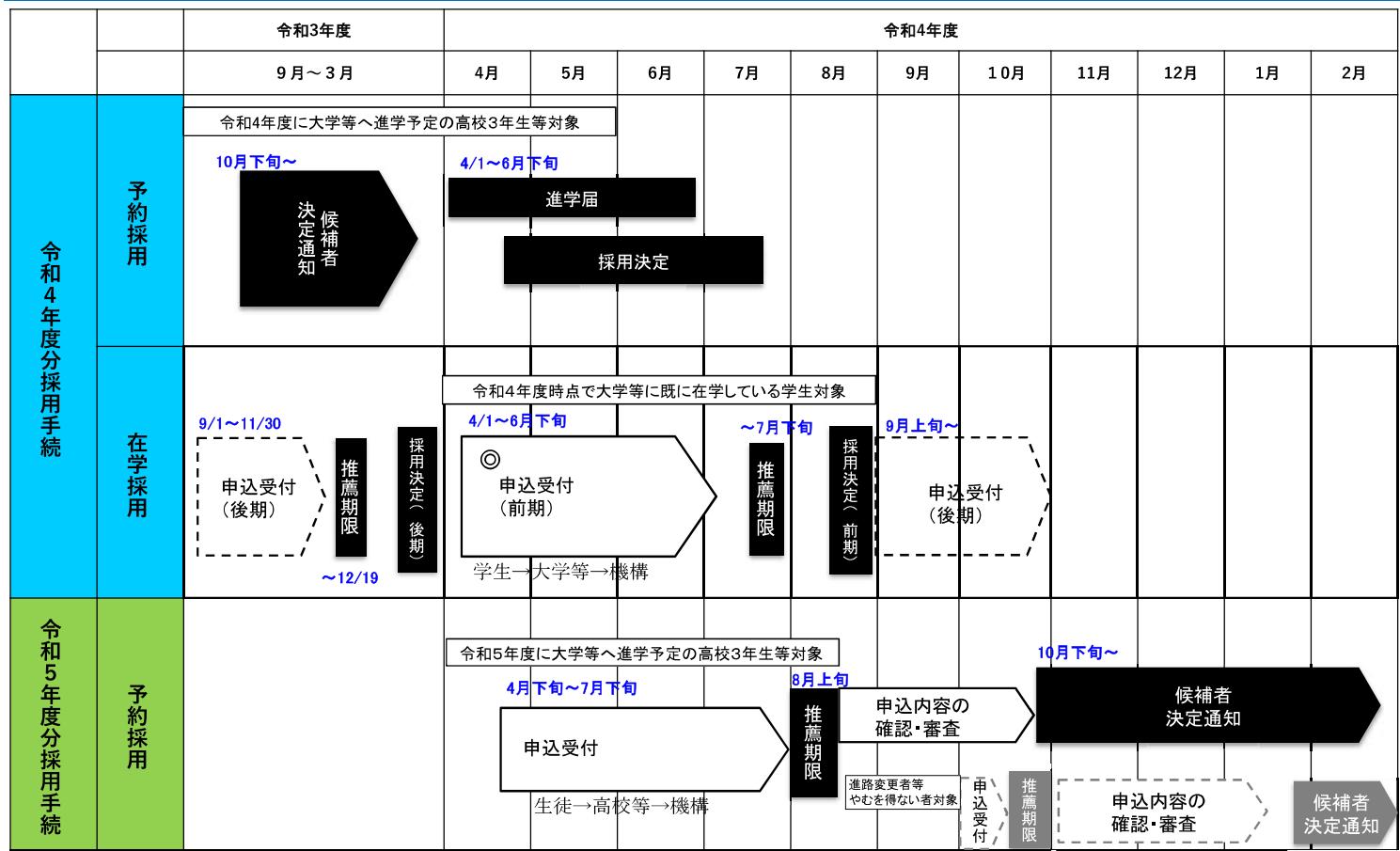
● 参照様式のイメージ

各大学が適切かつ効率的に学修意欲等を確認できるよう、手引きにおいて参考様式を提示。

ただし、上記の各項目・各観点を確認できるものであれば、進路指導等において各大学等が独自に用いているものにより確認することを妨げない。

登録者 姓氏	性別	学年	学部	学科	コース	年 級
登録者登録情報（日本語）						
登録者登録情報（英語）						
備考欄						
（1）日本に就く意図（国際）がある。その理由（国情）に従ったものと認められると申請を許可するため。						
（2）日本に就く意図（国際）がある。それに従事する活動を通じて理解を深め、理解を深めたため。						
（3）日本に就く意図（国際）がある。社会人として必要なための基礎的な能力を身につけられたため。						

高等教育の修学支援新制度 スケジュール



(注1) 上記は給付型奨学金の申込手続を示したもの。給付型奨学金の対象者は授業料等減免の対象者にもなる。学生は、各大学等が定める時期に、授業料等減免の申込手続を行う。

(注2) 令和4年度の申込受付、推薦期限、申込内容の確認・審査、候補者決定通知、採用決定等の時期は予定である。

(注3) 機構は日本学生支援機構を指す

以前、給付型奨学金の申込みをしたものの、家計基準を理由に不採用だった方へ
まだ、給付型奨学金をあきらめないで！



以前、給付型奨学金の申込みをして、家計基準を理由に不採用となりました。もう、給付型奨学金は利用できないのでしょうか？

過去に不採用になつても、その後の在学採用に再度申し込むことができます。審査に用いる住民税の情報は毎年夏に更新されるため、次に申し込みれば採用される可能性があります。



【申込みのタイミングで審査結果が変わる例】



※ 上記は4人世帯の一例です。基準を満たすこととなる年収の金額は、世帯の構成や年齢等によって変わります。上記の例では、本人の年齢の変化に伴う扶養控除の変化により課税標準額が少なくなったために家計基準を満たすことになりました。なお、学業成績等、家計以外の基準により採用されない場合もあります。

住民税の情報に変化がない場合でも、最近になって家計が急変した事由があれば、別途、緊急採用枠で隨時申し込むこともできます。



高等教育修学支援新制度

家計基準を満たすかは、「進学資金シミュレーター」でチェック！

(独)日本学生支援機構 貸与型奨学金



日本学生支援機構の貸与型奨学金には、無利子(第一種奨学金)・有利子(第二種奨学金)があり、貸与基準を満たす学生等全員が貸与を受けることができます。貸与終了後には返還の必要がありますが、返還が難しいときには返還負担を軽減する制度があります。

(対象学校種)大学、短大、高等専門学校(有利子は4、5年生のみ)、専修学校(専門課程)、大学院

【例: 大学生】無利子奨学金

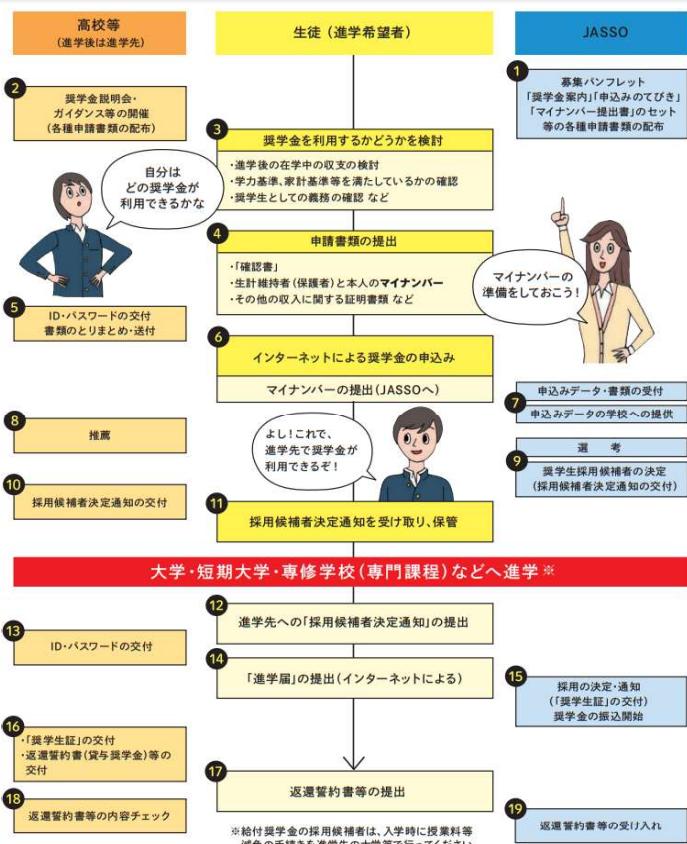
	無利子奨学金	有利子奨学金
貸与月額(選択制)	2、3、4、5.4万円 (私立自宅通学の場合)	2~12万円の1万円単位
貸与基準	高校成績3.5以上(1年生) ※住民税非課税世帯の学生等は学力基準を実質的に撤廃 本人の所属する学部(科)の上位1/3以内(2年生以上)	次のいずれかに該当する者 ①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある
家計基準	・家族構成等により異なる。 ・私立自宅通学・給与所得者・4人世帯の場合の収入限度額の目安は年額約800万円	・家族構成等により異なる。 ・私立自宅通学・給与所得者・4人世帯の場合の収入限度額の目安は年額約1,140万円
返還期間	卒業後20年以内 (所得連動返還を選択した場合は、卒業後の所得に応じて変動)	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) 令和4年3月貸与終了者 利率見直し: 0.040% 利率固定: 0.369%



詳しくは、「おしゃれ! 将来のお金のこと 高校教員向け「進学マネーハンドブック」」をご覧ください。

(独立行政法人日本学生支援機構HP)
https://www.jasso.go.jp/shogakkin/oyakudachi/docum/ent/money_handbook.html

「進学応援委員会ゴリエダさんの奨学金のススメ」→



家計が急変した学生等への支援について

(高等教育の修学支援新制度
～授業料等減免・給付型奨学金～)

趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免 + 給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由 (急変事由)

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、失職（※1）、災害等（新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変も対象）父母等による暴力等からの避難（※2）

（※1）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。
（※2）公的機関による保護証明書が必要。2022年7月1日より申請受付



	原則	家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか）※申請日の属する月の分から支給開始
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村民税所得割 課税標準額×6% - (調整控除の額 + 税額調整額)	左記に準ずる額（年間所得の見込額を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	3カ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

家計が急変した学生等への支援について（貸与型奨学金）

- 保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応する。（平成11年度創設）

緊急採用（無利子）奨学金		応急採用（有利子）奨学金
対象学校種	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校、専修学校専門課程の学生・生徒	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校（4・5年生）、専修学校専門課程の学生・生徒
学力基準	学修意欲がある者	学修意欲がある者
家計基準	家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 (基準) 一定年収（700～1,290万円※）以下 ※子ども1人～3人世帯の場合	家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 (基準) 一定年収（870～1,670万円※）以下 ※子ども1人～3人世帯の場合
採用時期	随時	随時
貸与月額	通常の第一種奨学金（無利子）と同額	通常の第二種奨学金（有利子）と同額

貸与月額 ※貸与月額は学生等が選択（下表の通り上限額あり）

第一種奨学金（無利子）

大 学				短期大学・高等専門学校(4・5年生)・専修学校(専門課程)				
国公立		私 立		国公立		私 立		
自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
その他 の月額			50,000円			50,000円		
		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

※家計収入（年額）が一定額以上の場合は、各区分のその他の月額から選択します。

※給付型奨学金と合わせて利用する場合は、上表の月額が調整されます。

第二種奨学金（有利子）

2万円～12万円（1万円単位）

※私立大学 医・歯学課程12万円を選択した場合、4万円の増額可

※私立大学 薬・獣医学課程12万円を選択した場合、2万円の増額可

（参考）【第二種奨学金 貸与利率（令和4年3月現在）】

- ・利率見直し方式：0.040%
- ・利率固定方式：0.369%

父母からの虐待を理由に避難した大学生等への奨学金による支援について

これまで

- 日本学生支援機構の奨学金では、虐待を理由に父母の元から避難した学生については毎年春と秋に実施する定期採用のみ。
- 避難のタイミングによっては支援開始まで長期間を要するケースがあり得る。
- 家計が急変した際に随時採用する仕組みがあるが、その対象は以下に限定しており、虐待を理由とした避難は対象外。

家計を急変させる予期できない事由
(急変事由)

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、失職（※）、災害等
(新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変も対象)

（※）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。



今 後

- 避難した時期によって長期間奨学金の支援を受けられない場合、修学の継続が困難になるケースが想定されることから、虐待を理由とした避難をした場合も、随時採用の申請を受け付けることができるよう、運用を変更する。
- 申請に当たっては、当該学生が虐待を理由として避難をしている（保護された）ことについて、公的機関の証明を求める。



学生からの相談を受ける大学等への周知期間も考慮し、令和4年7月1日から受付を開始する。

※6月30日までは、春の定期採用での申請を受け付ける。

スカラシップ・アドバイザーについて

学校ご担当者様へ

スカラシップ・アドバイザー 派遣事業をご活用ください！

スカラシップ・アドバイザーとは？

日本学生支援機構の研修を修了し、「スカラシップ・アドバイザー」の認定を受けたファイナンシャル・プランナーです。



スカラシップ・アドバイザーが

- 進学費用準備のための資金計画の説明・助言等をすることにより、高校生や保護者などが進学を考えるにあたっての、経済的な不安の解消をお手伝いします。
- 安心して奨学金を利用するための知識を提供します。

- ・日本学生支援機構が「スカラシップ・アドバイザー」を派遣し、「奨学金等進学資金ガイドンス」を実施します。
- ・高等学校の場合は、進学説明会や「総合的な学習の時間」だけではなく、そのほか、PTAや教育委員会主催の進学説明会、セミナーなどにも是非ご活用ください。
- ・大学等の場合は、学校説明会やオープンキャンパスでの奨学金や進学のための資金計画の説明会などに是非ご活用ください。
- ・派遣料は無料です。

「奨学金等進学資金ガイドンス」内容

①全体説明（50～90分程度）

- ・大学等への進学のための資金計画の説明
- ・奨学金事業の概略の説明など



②個別相談（30～90分程度 希望がある場合）

- ・資金計画の作成への助言など



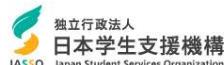
※奨学金申込みの事務手続き・推薦事務に係る説明については、ガイドンス内容の範囲外となりますので、予めご了承ください。
※ガイドンス開催予定日の1ヶ月前までにお申込みください。



申込方法、本事業の詳細は、こちらをご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/adviser/index.html>

スカラシップ・アドバイザー 検索



高等教育の修学支援新制度

新制度の周知にあたっての高校・中学校等の皆様方へのお願ひ

各高校等の皆様方のご理解・ご協力により、予約採用においては、多くの高校3年生等からの申込みをいただくことができ、心よりお礼申し上げます。

今後とも、高等教育の修学支援新制度の支援対象者としての要件を満たす生徒が、ひとりでも多く本制度を利用いただけるよう、次のポイントを踏まえつつ、より一層の周知をいただくようお願いいたします。

ポイント① 令和5年度進学希望者の予約採用の申込みを実施中です。

令和4年度の予約採用（進学前の採用）は、4月下旬から実施しています。（申込書類は、3月以降に各高校等に配布しています。）

※令和5年4月に進学予定の生徒で、今年度に実施した予約採用に申し込みなかつた方でも、進学後の在学採用に申し込みすることができます。

ポイント② 高校1・2年生や中学生などにも周知を！

大学等への進学を考えている高校1・2年生や中学生など^(注)にも、本制度を知っていただきたいと思います。日頃の進路指導に際して、本制度を生徒にご周知ください。

(注) 高等専門学校（1～3年次）の学生、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の高等部・中等部、専修学校的高等課程の生徒を含みます。

ポイント③ 授業料等減免と給付型奨学金（生活費）を併せた手厚い支援が本制度の特徴です。

学校種ごとの上限額まで授業料や入学金の減額又は免除を受けることができます。学業に専念するのに十分な給付型奨学金も支給されます。大学等でしっかり学びたい方には、是非、本制度を活用していただきたいと考えています。

ポイント④ 本制度に少しでも興味を持った方には、ぜひ、こちらを！

より多くの学生・生徒やその保護者の方々に、本制度のことを知っていただけるよう、文部科学省と日本学生支援機構において次のコンテンツを用意しています。是非ともご覧いただければと思います。



「高等教育の修学支援」公式キャラクター
【まねこ先生（左）とまなびーにゃ（右）】

文部科学省 特設ホームページ
「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要をご案内しています。)



日本学生支援機構 進学資金シミュレーター
「給付奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるなどを大まかに調べられます。)



お金の心配なく大学や専門学校で学びたい生徒のみなさんへ

高等教育の修学支援新制度



2020年4月から新制度がスタートしています!

対象

住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

支援内容

大学・短大・高専(4~5年)・専門学校の

授業料・入学金の
免除/減額

給付型奨学金の
支給

返済不要!

申請期間

2022年4月以降(学校ごとに異なります)

- 授業料等減免と給付型奨学金(生活費)を併せた手厚い支援が受けられます。
- 高校等ごとの推薦枠(人数上限)はありません。
- 高校等の成績だけで否定的な判断をせず、レポートや面談により本人の学修意欲や進学目的等を確認します。
- 進学先の大学等では、しっかり学習することが求められます。(成績次第で警告や支援の打切りもあります。)

(注) 高校等には、高等専門学校(3年次)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含みます。



くわしい情報はこちら

文部科学省 高等教育の修学支援
特設HP LINE公式アカウント



日本学生支援機構
進学資金シミュレーター



「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要を確認できます。)

「給付奨学金シミュレーション」
(自分が対象となるかなどを
大まかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

○日本学生支援機構 奨学金相談センター

電話:0570-666-301(月~金, 9:00~20:00)

*土日祝日、年末年始を除く。通話料がかかります。

*給付型奨学金のほか、貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。

○各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口

進学を目指す大学や専門学校の授業料等減免制度については、各学校の学生課や奨学金窓口に相談してみましょう。

大学等の受験時に生徒又は保護者が利用可能な支援制度

(令和4年9月現在)

国の教育ローン (日本政策金融公庫)

貸付限度額	350万円以内 (学生一人あたり)
対象	融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収による制限あり。子供の人数に応じて幅広く対応 (例: 子供2人の場合世帯年収が890万円以内)
利息	年1.80% (固定金利) ※令和4年5月2日現在
備考	日本学生支援機構の奨学金との併用可、 受験費用は合格前から借り入れ可能 。低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や返済期間の優遇制度あり。
問合せ先	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html

令和3年度 「国の教育ローン」の取扱内容の変更のお知らせ

「受験費用 [大学などの受験料、受験のための交通費・宿泊費]」が
合格前でもご利用いただける
ようになりました。



【内容】

「受験費用(大学などの受験料、受験のための交通費・宿泊費)」は、これまで大学などの「合格後」にご融資していましたが、「合格前」でもご利用いただけるようになりました。なお、入学する学校の入学金や授業料は、変更前と同様に「合格後」のご融資となります。

受験費用のお借入時期	変更後	変更前
合格前(注1)	○	×
合格後(注2)	○	○

(注1) 在学中の学校の「学生証(写)」などのご提出が必要となります。

(注2) 入学する学校の「合格通知書(写)」などのご提出が必要となります。

【ご利用の条件】

合格前にご利用いただく場合は、次の①及び②の両方に該当することが条件となります。

- ① 今回のお申込みにかかるお子さまが「国の教育ローン」の融資対象となる学校(注)に在籍していること。
- ② 「国の教育ローン」の融資対象となる学校(注)で受けた教育の学習の成果を試すための受験(高校生が大学や専門学校などを受験する場合など)であること。

(注)「国の教育ローン」の融資対象となる学校は高校、高専、短大、大学等です。詳しくは「国の教育ローン」ホームページをご覧ください。

【お取扱い開始日】

令和3年 11月 1日(月)

※審査の結果、ご希望に沿えないことがあります。制度の詳細は教育ローンセンターまでお問い合わせください。

問い合わせ先

教育ローンセンター

受付時間 月~金 9:00~21:00 / 土曜日 9:00~17:00

0570-008656 ハローネット
ナビゲーション

*日曜日、祝日、年末年始(12月31日~1月3日)はご利用いただけません。

ホームページからも
お申込みいただけます。[国 の 教 育 ロ ン](#) 検索



大学・専門学校等への入学前・入学後に学生又は保護者が利用可能な支援制度

(令和4年9月現在)

国の教育ローン（日本政策金融公庫）

貸付限度額	350万円以内（学生一人あたり）
対象	融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収による制限あり。子供の人数に応じて幅広く対応（例：子供2人の場合世帯年収が890万円以内）
利息	年1.80%（固定金利）※令和4年5月2日現在
備考	日本学生支援機構の奨学金との併用可、受験費用は合格前から借り入れ可能。 低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や返済期間の優遇制度あり。
問合せ先	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html

生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】（都道府県社会福祉協議会）

貸付限度額	①教育支援費 <大学> 月額6万5千円以内 <短大等> 月額6万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記上限額の1.5倍まで貸付可 ②就学支度費 50万円以内
対象	低所得世帯：必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）
保証人	不要（世帯内で連帯借受人が必要）
利息	無利子
償還期限	据置期間：卒業後6か月以内 償還期限：据置期間経過後20年以内
問合せ先	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会 (市区町村社会福祉協議会の連絡先が分からぬときは都道府県社会福祉協議会にお問合せください。) 【参考】都道府県社会福祉協議会 お問合せ先一覧 https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html

労働金庫（ろうきん）の入学時必要資金融資

貸付限度額	入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料。進学先に納入済みのものは対象外）に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額（10万円～50万円の間で選択した金額）が限度となる。※申請時に選択した金額を超えての融資は行えません。
対象	日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者となつた方
利息	年1.66%程度（固定金利）※令和3年9月1日現在
備考	・入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与する。 ※予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。 ・労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する。
問合せ先	労働金庫 https://all.rokin.or.jp/

※この他、民間金融機関の教育ローン等あり。

学生の経済的支援等に関する大学等への周知・要請のポイント

（令和3年3月高等教育局長通知「経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について」等）

1. 授業料等の納付猶予・減免等について

- 入学金や授業料等の納付が困難な学生等に対しては、新型コロナの影響により経済的に厳しい世帯の学生等がいることも踏まえ、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いや減免等の柔軟な配慮をすること。
- 各大学等が独自に行う授業料等減免のうち、新型コロナの影響により家計が急変し授業料等の支払いが困難となった学生等に対する授業料等減免について、令和3年度においても、引き続き、これらの学生等に対し配慮すること。
- 新型コロナの影響により中退をせざるを得なかつた学生が、再入学を希望する場合には、内部規定の運用等により、再入学者が支障なく学修を継続できるよう柔軟に対応するなど配慮すること。
- 学生の経済的な負担を軽減する観点から、休学中に在籍料等を徴収する場合には、納付時期の猶予等の弾力的な取扱い、徴収金の再入学後の授業料等への充当等の柔軟な対応について配慮すること。

2. 周知・相談体制に関するこ

- 経済的に困難な学生等が支援策を知ることなく退学・休学等を行うことがないよう、支援を必要とする学生一人一人に確実に情報が行き渡るよう、プッシュ型で情報発信を行うこと。
- 経済的困窮や精神的な不安を抱えた学生等に対しては、個々の事情を聞き取りながら修学継続に向けた相談に応じるなど、適切かつ細かな対応をすること。相談体制については、学内の組織体制の整備（相談窓口の設置や教職員への研修、電話やメール等での相談にも確実に対応できる体制の確保）、専門家との連携等を行うこと等を徹底し、困難や不安を抱える学生等の目線に立った対応をすること。
- 「経済的理由による退学相談の際の対応における修学継続チェックリスト（例）」も参考として、丁寧かつ親身な相談対応を行うとともに、必要に応じて学生等に支援策の情報と併せてチェックリストを周知すること。（くれぐれも、経済的理由によりやむを得ず授業料等の期限までの納入が困難となっている学生等を即座に除籍とする等の不適切な対応を行うことがないようにすること。）

学生の経済的支援等に関する大学等への周知・要請のポイント

3. 経済的理由による退学相談の際の対応における修学継続チェックリスト（例）※学生向け

学生の皆さんへ

あなたが使えるものがあるかも！！！

学費や生活費などに困っていませんか？

主な該当者	主な支援策
低所得世帯の学生	<input type="checkbox"/> JASSO の奨学金(高等教育の修学支援新制度・貸与型奨学金) <input type="checkbox"/> 生活福祉資金貸付(緊急小口資金の特例貸付、教育支援資金)
幅広い世帯の学生	<input type="checkbox"/> JASSO の奨学金(日本学生支援機構の貸与型奨学金) <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫の国の教育ローン
父母等の所得が急激に減少(家計急変)した学生	<input type="checkbox"/> JASSO の奨学金(高等教育の修学支援新制度・貸与型奨学金の家計急変対応) ※家計急変後の収入に応じ、 随時申請可能 <input type="checkbox"/> 各大学独自の授業料等減免、納付猶予等
アルバイト収入減の学生	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 <input type="checkbox"/> 生活福祉資金貸付(緊急小口資金の特例貸付、教育支援資金)等
家庭内暴力(DV)で避難している、児童養護施設等から通学している等、父母等から支援を受けられない学生	<input type="checkbox"/> 上記各種制度等において、 状況により、独立生計と認められる場合あり
貸与型奨学金の返還が不安な学生	<input type="checkbox"/> JASSOの貸与型奨学金における、返還支援制度(返還期限猶予・減額返還)や、 所得連動型返還方式の活用 <input type="checkbox"/> 卒業後就職した企業が本人に代わって返還する制度(代理返還制度) や、 地方に就職する卒業生に対する返還支援(地方創生)制度

詳細はここからチェック！

(文部科学省特設Webサイト)⇒

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html



「高等教育の修学支援」公式キャラクター
【まねこ先生(左)とマナビーニャ(右)】



- ✓ 大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について(令和2年4月17日付通知)
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等への経済的支援等に関する「学生の“学びの支援”緊急パッケージ」の公表及び相談対応等における留意点について(令和2年5月29日付事務連絡)
- ✓ 大学等における新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインについて(令和2年6月5日付通知)
- ✓ **経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について(令和3年3月26日付通知)**
- ✓ 令和3年度後期の大学等における授業の実施と感染症対策の留意事項について(令和3年9月30日付事務連絡)などにより通知

**困難を抱える
学生等の支援のため
上記について繰り返し
周知・要請**